

お取引先 各位

最低賃金の改定に伴う契約金額の変更の必要性の確認について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では「国立大学法人東京大学の中小企業者に関する契約の方針」を策定しており、その中に「最低賃金改定時における契約金額の変更等への配慮」がございます。本学との契約締結中の案件において、従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている者が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しを行う必要がございます。

そのため、最低賃金改定時には、契約金額の変更の必要性について確認させていただきたく必要がございます。本学との契約締結中の案件において、金額の変更が必要な場合には、その根拠となる資料を添付のうえ、契約締結部局の担当者までお申し出ください。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

東京大学財務部契約課調達企画チーム

TEL : 03-5841-1201

E-mail: k-chotatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp